

東京オリンピック・パラリンピック競技大会における 新型コロナウイルス感染症対策調整会議の 検討概要について

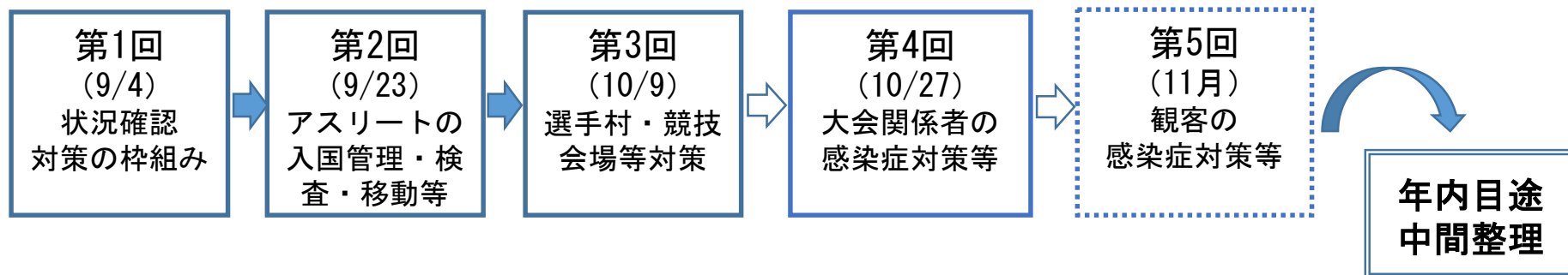
令和2年11月6日

内閣官房東京オリンピック競技大会・
東京パラリンピック競技大会推進本部事務局

1. 調整会議の概要

- 東京大会における新型コロナウイルス感染症対策について総合的に検討、調整するため、本年9月以降、国、東京都、大会組織委員会、JOC、JPC、感染症専門家が参加する「東京オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コロナウイルス感染症対策調整会議」（以下、「調整会議」という。）を開催。
東京大会開催に当たっての実効的なコロナ対策の検討を進めているところ。
- 国内外の感染状況やスポーツ大会の開催状況、感染症対策等を踏まえつつ、アスリート等にとって安全・安心な大会運営の実現を図ることが、基本的な考え方。
- アスリート、大会関係者、観客の3つのカテゴリーについて、ジャーニー（行程）の場面（出入国、輸送、ホストタウン、選手村、会場等）ごとに、課題を検討。

○開催状況・予定



2. アスリートの入国管理・検査・移動

●入国管理

○ アスリート等の入国を可能とするため、既に創設したビジネストラック等の枠組みを参考としつつ、アスリートの特性、入国後想定される活動等を踏まえ、入国後14日間の自宅待機期間中の活動(練習や大会参加等)を可能とする仕組みを創設する方向で検討。

○ 今後、下記のような対策を具体化していくことが必要。

出国前 72時間以内の検査／入国前14日間の健康モニタリングの提出

入国 空港における検査

入国後
14日間 【健康管理】 接触確認アプリの使用／地図アプリで位置情報保存／健康フォローアップ
【行動管理】 活動計画書による行動管理／誓約書の提出
【実効性担保】 受入責任者による管理／違反した時の措置をルール化

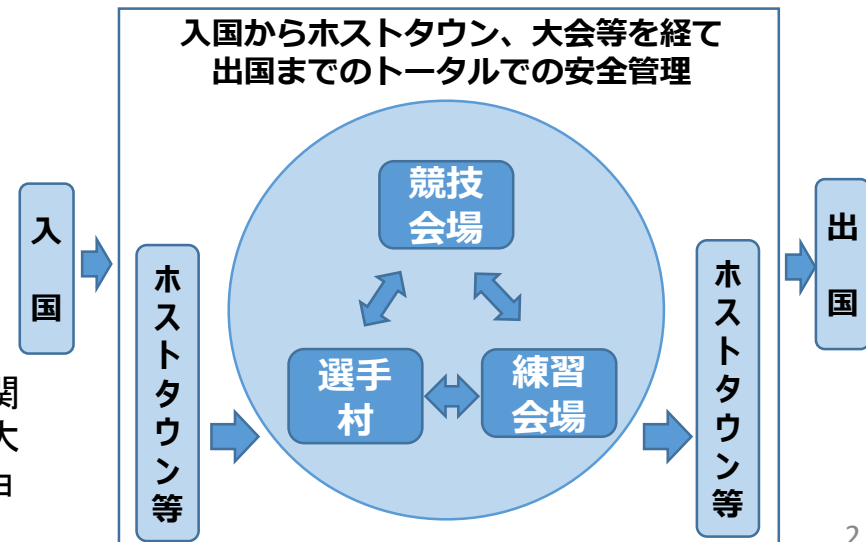
●検査

上記出国前・入国時に加えて
選手村到着時・滞在期間中の検査、試合前検査(各競技毎に方法等を策定)、ホストタウン等滞在中での検査。

●移動

専用車での移動が原則。
(ホストタウン等への移動など公共交通機関(航空機、新幹線等)の利用がやむを得ない場合は、適切な防疫措置を講じた上で限定的に利用)

※日本人選手及び指導者・パラアスリート介助者等の関係者について、防疫措置を講じた上で、海外での国際大会等からの「帰国後14日間待機」期間中、コンディション・能力維持のための練習を認める取扱いが開始。



3. 競技会場・選手村等におけるアスリートへの対応

1. 競技会場・選手村等におけるアスリートの感染症対策

- アスリートの安全・安心を確保し、新型コロナウイルス感染症から国民を守るため、アスリートを閉じたエリアで管理するとともに、個人に着目し、感染防止策やモニタリング等を徹底。
- 競技会場においては、ゾーニングを徹底して、アスリートとスタッフ等の接触を最小限とし、アスリートと接触せざるを得ないスタッフ等については、感染防止策を徹底。
- 選手村においては、基本的な感染防止策の周知・徹底を図るとともに、選手村内の施設（例：メインダイニングホール、宿泊棟）ごとの特性に応じた感染防止策を検討。

2. 選手村等におけるアスリート等に対する検査のあり方

- 出入国時の検査、健康管理等の厳格な管理、入国後の健康管理、行動ルール、移動ルールの徹底的な遵守等を前提とし、その上でトータルな安全性確保の観点から検査のあり方を検討。
- 具体的なタイミングや対象については、検査手法の進展や専門家の知見、I O C、I P C、I F等の意見も踏まえつつ検討。

3. アスリートの行動ルール

- アスリートが行動できる範囲を、大会組織委員会が管理する施設（競技会場、練習会場等）又は大会組織委員会が事前に確認した施設に限定する等、アスリートの行動ルールを検討。

※上記の対策に加え、競技特性に応じた対策を、I F・I O C・I P Cと調整しつつ検討。

4. アスリートの保健衛生・医療・療養機能

- 組織委員会内に感染症対策センター(仮称)を設置し、選手村総合診療所や保健衛生の拠点機能と連携しながら、大会にかかる感染症対策を一元的に推進。アスリートの健康状況のモニタリングや陽性者発生時の行動履歴・接触状況等の確認、調整を実施。
- 選手村などアスリートが集中する地域において、行政上の保健衛生機能を強化するため、拠点機能を構築。感染症対策センター(仮称)やNOC、NPC等と連携して、入院医療機関や患者搬送の調整、濃厚接触者の特定などの疫学調査を実施。
- 選手村内の総合診療所に、感染症症状への診療を行う発熱外来を設置するとともに、民間検査機関のブランチラボの設置を検討。
- アスリートの入院先である大会指定病院等の確保とともに、指定病院以外の補完体制の構築、病床や医療人材確保などの負担の緩和、病院経営への影響の回避、多言語対応の体制確保など、受入環境の整備を検討。

5. アスリート以外の関係者の扱い

- ①主催者等（IOC、IPC、IF等）、②メディア、③大会スタッフ（職員、ボランティア等）の出入国、行動ルール、宿泊、移動、アスリートとの接触など、きめ細かくルールを策定。
- 出入国については、関係者の特性に応じ、必要な防疫上の措置を講じた上での入国後の行動ルールを検討。また、大会中は、用務先（競技会場や練習会場等）を含めた行動ルールを策定。
- アスリートと接触のある者については、より厳格な行動管理、検査等を行うとともに、取材のあり方等についてもルールを策定。

6. ホストタウン、事前キャンプ地における対応

- 国において、「受入れマニュアル作成の手引き」を作成中。
- 各国・地域の選手団等の受入れ自治体は、上記の手引きを踏まえ、ホストタウン及び事前キャンプ地における感染防止対策等を定めた「受入れマニュアル」の作成を進める予定。

○対応イメージ

入 国

(入国検査等)



移動

- 移動ルート計画の策定、移動手段に応じた感染防止策の策定

ホストタウン等

- ・練習
- ・交流
- ・宿泊
- ・食事
- ・域内移動

- 施設・状況に応じた感染防止策の策定（業種別ガイドラインも参照）
- 接触予定者等（練習相手、交流先等）の対応策の策定
- 競技特性に応じた対応策の策定（用具、床等の消毒の方法等）
- 「新しい生活様式」等を参照し、必要な感染防止策を講じた上での交流の実施
- 保健所、医療機関等と連携体制を構築し、陽性者等が出た場合の対応方針を規定
- 検査の実施（選手等 / 受入れ自治体の関係者等）

※ パラ選手受入れに関する配慮事項を明記



移動

選手村